

資格取得者に被扶養者がいるときや、被扶養者に異動があったとき

2 被扶養者（異動）届

健康保険の資格を取得した被保険者に被扶養者がいるときや、加入中に被扶養者が増えたり減ったりしたときは、被扶養者（異動）届を提出します。

添付書類

☆保険証（扶養しなくなった場合）

☆高齢受給者証

☆限度額適用・標準負担額減額認定証（扶養しなくなり、交付されている場合）

☆特定疾病療養受療証

☆限度額適用認定証

続柄と年齢毎の添付書類一覧

扶養の届出をする者の続柄	0～15歳 (義務教育終了前)	16～59歳 (大学生・各種学校生は申出書と生計維持証明書に代えて在学証明書、又は学生証の写しを添付)	60歳以上
配偶者：夫妻		・申出書	
配偶者：内縁の夫妻		・申出書	・申出書・生計維持証明書
子：実子、養子、義理の子 父母：実父母、養父母、義理父母 兄弟姉妹：実兄弟姉妹、義兄弟姉妹	・生計維持証明書	・生計維持証明書	・申出書
孫			

☆被扶養者として届け出る方が、16歳以上（義務教育終了後の15歳を含む）59歳以下の、大学生、各種専門学校生の場合は、申出書と生計維持証明書に代えて在学証明書（原本）又は学生証の写しを添付してください。また、高校生の場合は、異動届の⑪欄に学校名、学年を記入すれば申出書と生計維持証明書を省略することができます。

全ての被扶養者の申請に必要な添付書類一覧【身分関係及び生計維持に関する証明書類】

添付書類	確認目的	添付の省略ができる場合
次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票（続柄が記載されており、その続柄が異動届記載と同一であること） ※住民票の続柄が「子」や「子の子」などの場合、戸籍の添付が必要です。	続柄	・扶養認定を受ける方の続柄が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が異動届に記載し、証明していること
年間収入が「130万円未満（※1）」であることを確認できる課税証明書等の書類（※2）	収入	・16歳未満のとき ・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族であることを確認した旨を、事業主が異動届に記載し、証明していること（※3）
同一世帯である場合の証明書類 ・住民票	世帯	・扶養認定を受ける方が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹の三親等内の親族であること ・被扶養者認定を受ける方の世帯情報が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載し、証明していること
仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（※4） (申し立てのみでは認められません。) ・振込の場合 預金通帳等の写し ・送金の場合 現金書留の控えの写し		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

☆全ての被扶養者の申請について、身分関係及び生計維持関係の公的証明書類が必要です。ただし、一定の要件を満たした場合には書類の添付を省略することができます。その場合には、⑪欄で内容確認後、記入押印してください。

※1 扶養認定を受ける方が60歳以上又は厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は年間収入が「180万円未満」となります。（収入には公的年金も含まれます。）

※2 収入確認の書類例は以下のとおりです。

国内認定対象者の状況	確認書類の例
①給与収入がある場合	直近3か月分の給与明細書の写し、賞与がある場合は直近の賞与明細書の写し
②退職した者の場合	雇用保険被保険者離職票の写し
③雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し
④公的年金等を受給中の場合	現在の年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書の写し
⑤自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し※受付印のあるもの
⑥上記①～⑤に加えて他に収入がある場合	①～⑤の確認書類及び課税（非課税）証明書
⑦上記①～⑥に該当しない場合	課税（非課税）証明書

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等の写しの添付が必要です。

※4 仕送り額については、申立てのみでは確認書類として認められないため、添付書類により仕送りの事実を証明する必要があります。

☆上記以外に特に健保組合が必要と認めた場合には、所得証明などの必要書類をご提出いただくことがあります。ご不明な点は、健保組合にお問い合わせください。

提出期限

☆被扶養者に異動（結婚・出生・就職・死亡など）があった日から5日以内に被保険者が事業主を経由して行うものです。

留意点

☆家族を扶養申請する場合は、マイナンバー（個人番号）を必ず記入してください。

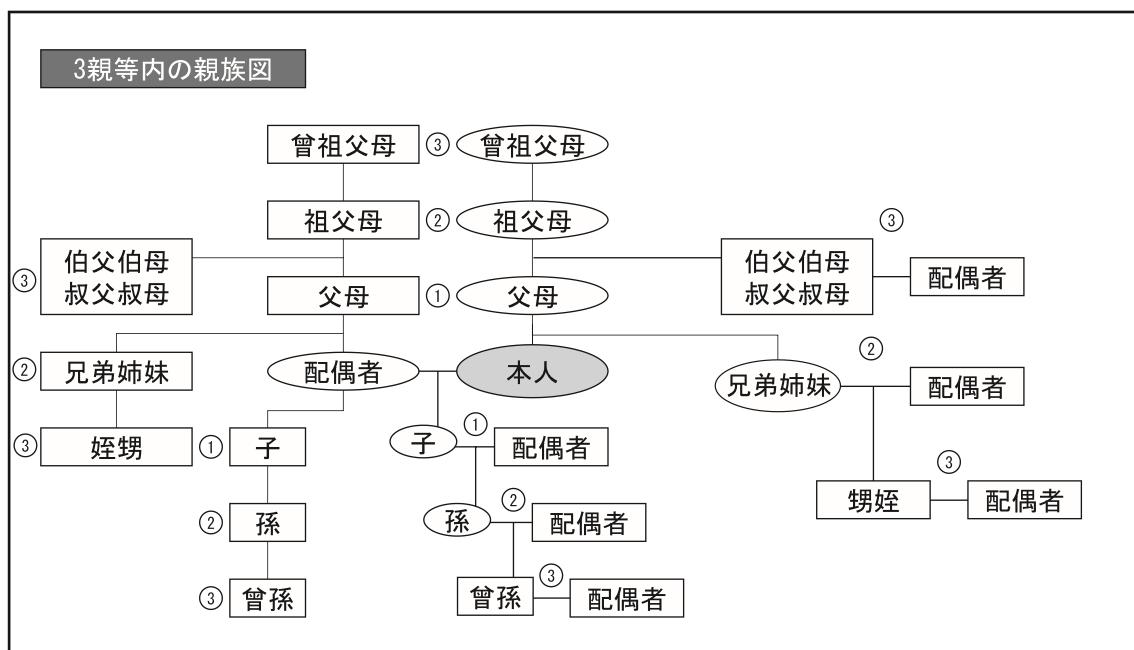
☆被扶養者として届け出ができる方は下記の親族で、主として被保険者の収入で生計を維持している方です。

- (1)被保険者の配偶者（内縁を含む）・直系尊属・子・孫・弟妹。
- (2)被保険者の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母、子で同一世帯に属する方。

注1「主として被保険者の収入で生計を維持する人」とは、原則として恒常的な年間総収入が130万円未満（60歳以上または厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は180万円未満）であって、被保険者に生計の大半を依存している方をいいます。

注2 父母・祖父母を被扶養者とする場合は、認定対象者の収入だけでなく、その配偶者又は兄弟姉妹等の収入も勘案して判断します。

注3 認定対象者が被保険者と別居しているときは、その方の収入が上記収入基準内であり、かつ、被保険者の仕送り額が認定対象者の収入を上回っている場合に、生計維持があると認定されます。



※上図の□の親族については、同居していること。

※上図の○の親族で同居していない場合は、被保険者からの仕送り額より収入が少ないこと。

☆扶養認定日は出生を除き、届書受付日となります。

☆遡って認定を希望する場合は、事実発生の確認ができる書類（退職証明書、婚姻届の写し等）を添付してください。

但し、遡り期間は届出受付日より事実発生の日が1か月以内の場合に限ります。